

地方卸売市場に出荷するサメ類の輸出許可書の申請手続きに係る取扱要領

5 水推第 1 2 5 3 号
令和 5 年 11 月 24 日
水 産 庁 長 官

1. 目的

本取扱要領は、平成 14 年開催のワシントン条約第 12 回締約国会議において採択された決議 12.6（第 18 回締約国会議にて改正）「サメの保存及び管理」及び平成 31 年開催のワシントン条約第 18 回締約国会議において採択された決議 18.7（第 19 回締約国会議にて改正）「合法的取得の認定」に基づき、管理当局である経済産業省による我が国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取されたもの又は譲受け若しくは引取りをされたものでない証明（LAF 認定）を円滑に進めるため、同省との協議の上、地方卸売市場に出荷されるサメ類の輸出許可書の申請手続きに係る漁船登録（以下「市場出荷漁船登録」という。）等の基本手続きの参考として定めるものである。

2. 用語の定義

本取扱要領において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「サメ類」とは、ヨシキリザメ及びアオザメ等のワシントン条約の附属書に掲載されている板鰐綱に属する種（我が国が加盟する地域漁業管理機関等により採捕、漁獲又は船上保持禁止措置が講じられている各海域の種を除く。）をいう。
- (2) 「地方卸売市場」とは、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 13 条に基づき都道府県知事により認定された卸売市場をいう。
- (3) 「市場出荷漁船登録」とは、「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続き等について（昭和 55 年 11 月 1 日付け輸出注意事項 55 第 17 号）」に基づき輸出するサメ類を地方卸売市場に出荷する漁船を登録すること（漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 36 条に基づく大臣許可漁業の許可及び漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 77 条に基づく届け出に係る登録を除く。）をいう。

3. 市場出荷漁船登録に係る手続き等

(1) 登録申請

市場出荷漁船登録を申請する漁船の所有者等は、登録をしようとする漁船の根拠地となる都道府県に次の書類を電子メール又は郵便により提出することができる。なお、当該申請にあたっては、水産庁のホームページに申請した漁船名及び漁船登録番号が掲載されることを事前に同意する必要がある。

(イ) サメ類の輸出のための市場出荷漁船登録の申請書（[別紙様式 1](#)）

(ロ) その他登録申請に必要と考えられる資料

(2) 都道府県による確認又は申請

都道府県は、(1) の申請書類に不足及び不備がない場合には、(1) の申請書類に加え、次の書類を水産庁生態系保全室環境企画班に進達すること。また、都道府県は、漁船名及び漁船登録番号が水産庁のホームページに掲載されること

について漁船の所有者等の同意を得ている場合は、下記の（イ）を市場出荷漁船登録の申請書として（１）の（イ）に代え、下記の（ロ）（ハ）と合わせて水産庁に提出することで（１）の手続きを省略することができる。

（イ）サメ類の輸出のための市場出荷漁船登録の確認書・申請書（[別紙様式 2](#)）

（ロ）漁業許可等の取得状況が分かる資料

（ハ）その他登録申請に必要と考えられる資料

●水産庁生態系保全室環境企画班

電子メールアドレス：market_registration@maff.go.jp

電話番号：03-3502-8487

住所：東京都千代田区霞が関 1-2-1

（３）市場出荷漁船登録名簿への掲載及び公表

水産庁は、（１）（２）の申請書等に不足及び不備がない場合には、申請対象である漁船を[別紙様式 3](#)の市場出荷漁船登録名簿に掲載し、水産庁のホームページ上で当該名簿を公表する。なお、市場出荷漁船登録の有効期間は、漁業許可等の有効期間又は市場出荷漁船登録名簿掲載日から起算して５年が経過した日までの期間のうち、いずれか短い期間とする。

（４）経済産業省への情報提供

水産庁は、市場出荷漁船登録名簿に新規の掲載があったときは、最新の市場出荷漁船登録名簿を経済産業省へ情報提供する。

（５）変更の申請

市場出荷漁船登録を申請する漁船の所有者等は、（１）の申請書等について変更がある場合、都道府県に次の書類を提出しなければならない。

（イ）サメ類の輸出のための市場出荷漁船登録の変更申請書（[別紙様式 4](#)）

（ロ）その他登録変更申請に必要と考えられる資料

（６）都道府県による変更の確認又は申請

都道府県は、（５）の変更申請書類に不足及び不備がない場合には、（５）の変更申請書類に加え、次の書類を水産庁に進達すること。また、都道府県は、漁船名及び漁船登録番号が水産庁のホームページに掲載されることについて漁船の所有者等の同意を得ている場合は、下記の（イ）を市場出荷漁船登録の変更申請書として（５）の（イ）に代え、下記の（ロ）（ハ）と合わせて水産庁に提出することで（５）の手続きを省略することができる。なお、水産庁に進達又は提出する書類は変更があった資料の該当箇所のみに限ることができる。

（イ）サメ類の輸出のための市場出荷漁船登録の確認書・変更申請書（[別紙様式 2](#)）

（ロ）漁業許可等の取得状況が分かる資料

（ハ）その他登録変更申請に必要と考えられる資料

（７）変更に関する市場出荷漁船登録名簿への掲載及び公表

水産庁は、（５）（６）の変更申請の書類に不足又は不備がない場合には、変更内容を市場出荷漁船登録名簿に反映し、水産庁のホームページ上で当該名簿を公表する。

(8) 変更に関する経済産業省への情報提供

水産庁は、市場出荷漁船登録名簿に変更があったときは、速やかに変更した市場出荷漁船登録名簿を経済産業省へ情報提供する。

(9) 登録の取消し

市場出荷漁船登録を受けた漁船に登録要件を満たさなくなったことが認められるとき、又は国際条約等の履行のために必要があると認められるときは、水産庁は、当該市場出荷漁船登録を取り消すことができる。水産庁は、当該市場出荷漁船登録を取り消した場合、登録を受けた者に対してその旨を通知するとともに、ホームページ上の市場出荷漁船登録名簿から当該漁船の情報を削除し、登録取消しの旨を経済産業省に情報提供する。

4. サメ類の輸出許可書の申請に際しての添付書類について

サメ類の輸出に関して、管理当局である経済産業省が LAF 認定を円滑に実施するため、「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書の申請手続き等について」のⅢの1(2)(ハ)(i)又は(ヌ)として添付する書類の様式については次のとおりとすることができる。

(1) 地方卸売市場の開設者及び卸売業者は、経済産業大臣に対し、別紙様式 5（漁獲・水揚げ証明書（開設者又は卸売業者））に基づき漁獲・水揚げ証明を、別紙様式 6（出荷漁船等証明書（開設者又は卸売業者））に基づき出荷漁船等の証明を行うことができる。

(2) 地方卸売市場の開設者及び卸売業者は、経済産業大臣に対し、別紙様式 7（地方卸売市場（開設者又は卸売業者⇒加工業者））に基づき販売の証明を行うことができる。

(3) 加工業者は、経済産業大臣に対し、別紙様式 8（加工業者⇒輸出業者）に基づき販売の証明を行うことができる。

(4) 輸出許可申請を行うものは、経済産業大臣に対し、別紙様式 9（輸出許可申請の補足資料）に基づき輸出許可申請の説明を行うことができる。

附則

(1) 本取扱要領は、令和 5 年 11 月 25 日以降に申請する我が国から他国・地域へのサメ類の輸出に適用する。

(2) 本取扱要領 3 (1) 及び (2) の登録申請は、令和 5 年 11 月 24 日から受け付けるものとする。